

新成長戦略と法人税改革

6月24日、政府は、新しい成長戦略と「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」を閣議決定しました。また、政府税制調査会も、6月27日に法人税改革に関する報告書である「法人税の改革について」(以下、「報告書」)を承認して、今後の法人税改革にかかる提言を取りまとめました。

安倍首相の「三本の矢」の一つである「成長戦略」は、骨太の方針で示された法人税改革や「岩盤規制」の改革によって、いよいよ本格的な実行段階に入ります。政府は、数年で法人実効税率を現在の約35%から20%台まで引き下げる方針を明らかにしました。引下げは、来年度から開始されます。

直後に公表された政府税制調査会の報告書においては、法人税改革の趣旨や具体的な改革事項が提言されています。日本の立地競争力を高め、我が国企業の競争力を強化するためには、法人税率を引き下げる必要があることが強調されています。課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造に変えていくことにも言及されています。また、改革にあたっては、財政再建との両立を考慮するものの、他の税目も含めて必ずしも税収中立である必要はないとしています。

政府税制調査会が提言した具体的な改革事項は、減税(法人実効税率の引下げ)に伴う代替財源の確保策を示すものです。報告書では、法人実効税率の引下げが恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則であるとされています。具体的な改革事項としては、以下の項目等が挙げられています。

- ▶ 租税特別措置の見直し(研究開発税制も含む)
- ▶ 欠損金の繰越控除制度の見直し(繰越期間の延長と控除上限額の見直し)
- ▶ 受取配当等の益金不算入制度の見直し(適用要件の見直し)
- ▶ 減価償却制度の見直し(定額法への一本化)
- ▶ 地方税の損金算入の見直し
- ▶ 中小法人課税の見直し(軽減税率の見直し)
- ▶ 公益法人課税の見直し
- ▶ 地方法人課税の見直し(法人事業税における外形標準課税の見直し)

また、法人税改革と併せて検討すべき事項としては、OECDのBEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の見直しや、給与所得控除の検討、などが挙げられています。

これらの項目については、年末に向けた来年度税制改正論議の中で、その導入・実施が検討されます。



メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関する
ご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ
ください。

EY税理士法人
コーポレートコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20140630

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp